

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 七 年 二 月 六 日

目 次

告 示

○ 知事指定薬物の指定の失効

(薬務水道課)

ページ
一

告 示

岐阜県告示第五十三号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年二月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 失効する知事指定薬物の名称

1 二 (エチルアミノ) 二 (二フルオロフェニル) シクロヘキサン 一 オ
ン及びその塩類

(通称ニF・NENDCK、ニF・ニOXO・PCE、ニ・FXE、ニ・fluorodeschloro-N-ethyl-ketamine)

2 二 (四・メトキシフェニル) メチル 五 ニトロ 一 (二) (ピロリジ
ン 一 イル) エチル 一 H・ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類

(通称Metonitazepyrne、N-Pyrrolidinometonitazene)

3 (ハR) 六 アリル 一 (シクロプロパンカルボニル) N・N ジエチル
九・十 ジデヒドロエルゴリン 八 カルボキシアミド及びその塩類

(通称一CP・ALLAD)

4 (ハR) 一 (シクロプロパンカルボニル) N・メチル N (プロパン
ニール) 六 メチル 九・十 ジデヒドロエルゴリン 八 カルボキシアミド
及びその塩類

(通称「CP・MIPLA」、
「CP・MIPLA」)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二
条第六号に掲げる薬物に該
当するに至ったため。

三 指定の効力を失う日

令和七年二月六日

令和七年二月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社